

一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会

保護者互助会規程

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会保護者互助会（以下「本会」という。）という。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所を鳥取市伏野1729番地5（鳥取県立福祉人材研修センター）鳥取県手をつなぐ育成会内に置く。

(目 的)

第3条 この規程は、鳥取県内において知的障がい児者の保護者（身元引受人を含む。以下「保護者」という。）または知的障がい児者本人が相互扶助の精神に基づき、知的障がい児者の入院に対し、付添い介護を必要とする場合の諸費用（以下「付添介護料」という。）の援助等を行う互助事業の実施を図り、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 付添介護料、入院見舞金及び弔慰金の給付。
- (2) 預託金の管理及び運用。
- (3) その他目的達成に必要な事業。

(加 入 者)

第5条 本会の加入者（以下「加入者」という。）は、一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会（以下「県育成会」という。）の正会員とする。

(加入の方法)

第6条 本会に加入しようとする者は、知的障害児者施設等（通園施設を含む。以下「福祉施設」という。）保護者会又は市町村を単位とする育成会組織（以下「市町村育成会」という。）を経由して、本会に加入申込みをするものとする。

(事業年度)

第7条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第2章 資格の取得及び喪失

(資格の取得)

第8条 加入者となる時期は、本会に加入申込書を提出し、入会金及び掛金を納入した翌日とする。

(資格の喪失)

第9条 加入者は、次の各号の1に該当したときには、その資格を喪失するものとする。

- (1) 入院時に付添い介護を必要とする知的障がい児者（以下「介護希望者」という。）が死亡したとき。
 - (2) 脱会届を提出し、受理されたとき。
 - (3) 掛金を年度内の指定した期日までに納付しないとき。
 - (4) その他第1条の目的に反する行為等があり、加入者として不相当と認められるとき。
- 2 県育成会会長は、前項第2号、第3号及び第4号の理由により資格の喪失を決定する場合には、保護者互助会運営委員会（以下「運営委員会」という。）の同意を得なければならない。

第3章 運営委員会

(運営委員会)

第10条 県育成会は、本会の事業の円滑かつ適正な運営を期するため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、次に掲げる事項について審議又は審査するほか、県育成会会長の諮問に応えるものとする。
- (1) この規程の改廃及びこの細則の制定に関すること。
 - (2) 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 本会の事業報告及び決算に関すること。
 - (4) 給付の適否に関すること。
 - (5) 預託金の管理及び運用に関すること。
 - (6) その他本会の運営に必要な事項。
- 3 前項に掲げる事項のうち、県育成会の理事会及び総会に付議すべき事項については、運営委員会の審議を経た後でなければ、これを付議することができない。
- 4 この運営委員会のもとに専門部会を設置することができる。この専門部会は、運営委員会の付託に基づき、特別な事項の検討を行うものとし、委員の選任・委嘱は県育成会会長が行う。

(運営委員会の組織)

第11条 運営委員会は、運営委員20名以内で組織する。

- 2 運営委員会に委員長1名及び副委員長2名を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、運営委員の互選で定める。
- 4 委員長は、運営委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、その職務を代理する。

(運営委員会の議事)

第12条 運営委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会は、運営委員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員)

第13条 運営委員は、県育成会の役員、福祉施設保護者会関係者、市町村育成会関係者、福祉施設関係者及び学識経験者のうちから県育成会会長が委嘱する。

2 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠による運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

第4章 運営資金及び会計

(運営資金)

第14条 本会の運営資金は、次の財源をもって当てるものとする。

- (1) 掛金。
- (2) 入会金。
- (3) 寄付金。
- (4) その他の収入

(会計)

第15条 本会の独立性を保ち事業実施の確実を期するため、県育成会に特別会計を設け、他の会計と明確に区分して経理するものとする。

第5章 掛金及び入会金

(掛金)

第16条 加入者は、事業年度当初、本会の事業の費用として、本会に掛金を納入するものとする。

2 掛金の額は、運営委員会の同意を得て県育成会会長が別に定める。

(入会金)

第17条 加入者は、入会と同時に入会金を本会に納入するものとする。ただし継続会員については、入会金は徴収しない。

2 入会金の額は1万円とする。

第6章 給付事業

(給付)

第18条 本会の給付は、付添介護料、入院見舞金及び弔慰金とする。

(付添介護料)

第19条 付添介護料は、介護希望者が入院し介護者が付添った場合において加入者に支給する。

2 付添介護料の額は、1日につき8千円とする。ただし、付添介護者を雇用した場合は1日1万円とする。

3 前号に定める1日とは、1日のうち通算8時間以上付添いした場合とする。

4 付添介護料は、付添開始後4日目から支給するものとし、その支給期間は、同一年度の入院に対しては60日を限度とする。

(入院見舞金)

第20条 入院見舞金は、介護希望者が入院し、かつ、介護者が付添わず引き続いて15日以上入院した場合に、加入者に支給する。

2 入院見舞金の額は、運営委員会の同意を得て県育成会会長が別に定める。

(弔慰金)

第21条 弔慰金は、介護希望者が死亡したときにおいて、加入者に贈るものとする。

2 弔慰金支給申請書(様式第9号)の提出をもって脱会したとみなす。

3 弔慰金の額は、運営委員会の同意を得て県育成会会長が別に定める。

(給付の申請)

第22条 付添介護料及び入院見舞金は、加入者が所属の福祉施設保護者会又は市町村育成会を経由して、本会に給付の申請をするものとする。

2 弔慰金は、加入者が所属する福祉施設保護者会又は市町村育成会の代表者が本会に給付の申請をするものとする。

(給付の制限)

第23条 付添介護料及び入院見舞金は、次の各号の1に該当するときには、支給しない。

(1) 給付の原因が加入者の故意によるとき。

(2) 第三者の加害行為により損害賠償を受けたとき。

(3) 給付について虚偽の事実があったとき。

(4) 掛金が納付されていないとき。ただし、規程施行細則第8条第2項の掛金の納付期限前である場合においては、当該年度の会費を納付すれば、給付を受けることができる。

(5) 加入者の資格を取得して1ヵ月を経過していないとき。

2 前項の規定に該当する場合において、付添介護料が既に支給されているときは、その一部又は全部について返還させることができる。

(請求権の消滅)

第24条 給付請求権は、事由の発生日から3年間申請がない場合に消滅する。

第7章 雑 則

(脱会一時金)

第25条 脱会一時金は、5年以上掛金を納入し、かつ第9条第1項第2号の規定により脱会届を提出し、受理された年度から過去5年間に第18条に規定する給付を受けていない加入者が請求した場合に、支給する。

2 脱会一時金の額は、運営委員会の同意を得て県育成会会長が別に定める。

(不服の申立て)

第26条 加入者は、本会の給付に関する不服があるときには、県育成会に対し書面をもって、その旨を申立てることができる。

- 2 県育成会は、加入者から前項の申立てを受けたときには、運営委員会において審査をし、その結果を不服の申立てをした者に通知しなければならない。

(届出義務)

第27条 加入者は、届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所属の福祉施設保護者会又は市町村育成会を經由して、本会に届け出なければならない。

(施行細則)

第28条 この規程に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、運営委員会の意見具申に基づき、県育成会会長に諮り別に定める。

- 附 則
- 1 この規程は、平成25年3月27日に施行し、平成25年4月1日から適用する。
- 附 則
- 1 この規程は、平成26年3月17日に施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 附 則
- 1 この規程は、平成27年3月16日に施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 附 則
- 1 この規程は、令和2年2月25日から施行する。
- 附 則
- 1 この改正は、令和2年10月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 附 則
- 1 この改正は、令和4年2月28日から施行する。
- 附 則
- 1 この改正は、令和5年3月10日から施行する。

別表（第16条2項、第20条2項、第21条2項、第24条2項関係）

1. 掛金の額
年額 12,000円
・年度途中に加入した場合、加入した月から月割りで計算する。
2. 入院見舞金の額
20,000円
3. 弔慰金の額
30,000円
4. 脱会一時金の額
30,000円

一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会
保護者互助会規程施行細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、一般社団法人鳥取県手をつなぐ育成会保護者互助会規程（以下「規程」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(加 入)

第2条 本会に加入しようとするときは、加入申込書（様式第1号）を県育成会会長に提出しなければならない。

(所 属)

第3条 加入者は、加入申込書を経由する福祉施設保護者会又は市町村育成会（以下「所属団体」という。）に所属するものとする。

(加入者の異動)

第4条 加入者は、介護希望者の所属先の変更又は住所移転等により、前条の所属に異動があったとき及び加入者の名義を変更するときは、加入者異動届（様式第2号）を県育成会会長に提出しなければならない。

(脱 会)

第5条 本会を脱会しようとするときは、脱会届（様式第3号）を所属団体を経由して、県育成会会長に提出しなければならない。

(資格の喪失の決定)

第6条 県育成会会長は、規程第9条第1項各号の理由による資格の喪失を決定したときには、資格喪失決定通知書（様式第4号）をもって当該加入者及びその所属団体に通知するものとする。

(掛金の額)

第7条 掛金の額は、毎事業年度開始前に県育成会会長が定め、掛金納付請求書（様式第5号）を加入者あてに送付するものとする。

2 中途加入者の掛金は、加入月から翌年3月までの月割掛金とする。

(掛金の納付)

第8条 加入者は、前条の納付請求にもとづき、当該掛金を指定の送金方法（銀行振込または郵便振替）により、納付期限までに県育成会に納付しなければならない。

2 掛金の納付期限は、毎年5月末日とする。ただし、年度中途に加入する者にあつては、加入申込書が受理された月の末日とする。

(加入者台帳)

第9条 本会には、加入者台帳（様式第6号）を備え付けするものとする。

(台帳番号)

第10条 加入者台帳の整理、照合等の利便を図るため、所属団体及び加入者に台帳番号を付するものとする。

2 所属団体の台帳番号（所属番号）は、次のとおりとする。

(福祉施設保護者会)

うぶみ苑 10	白兔はまなす園 11	松の聖母学園 12
鹿野かちみ園 131	鹿野第2かちみ園 132	羽合ひかり園 14
希望の家・若竹の家 15	皆成学園 16	トーゲン倉吉 17
皆生やまと園・えがお 18	もみの木園 19	さかいみなとホーム 20
わかとり作業所 21	若草学園 22	祥福園 23
もみの木作業所 24	敬仁会館 25	吾亦紅 26
ボン・チャンス 27	セルプひの 28	いんくるサポート 29
小竹の郷 133		

(市町村育成会)

鳥取市手をつなぐ育成会 30	米子市手をつなぐ育成会 31
倉吉市手をつなぐ育成会 32	境港市障がい児（者）育成会 33
鳥取市国府町心身障害児者育成会 34	岩美町心身障害児（者）育成会 35
福部町育成会 36	八頭町心身障害児（者）保護育成会 37
河原町心身障害児者育成会 39	若桜町心身障害児（者）育成会 41
用瀬町手をつなぐ育成会 42	佐治町心身障害児者育成会 43
智頭町心身障害児（者）育成会 44	気高町心身障害児者育成会 45
鹿野町手をつなぐ育成会 46	青谷町心身障害児者育成会 47
湯梨浜町三幸会 48	三朝町むつみ会 51
北栄町ひまわり会 53	琴浦町手をつなぐ育成会 55
南部町手をつなぐ育成会 57	伯耆町心身障害児者育成会 59
日吉津村手をつなぐ育成会 60	大山町手をつなぐ育成会 62
日南町手をつなぐ育成会 65	日野町心身障害児者育成会 66
江府町手をつなぐ育成会 67	

3 加入者の台帳番号（加入者番号）は、所属団体ごとに順次付するものとする。

(給付の申請)

第11条 規程第22条による給付の申請は、次の各号のとおりとする。

- (1) 付添介護料を申請する場合は、付添介護料給付申請書（様式第7号）を作成し、医師の発行する診断書を添えて、提出しなければならない。
- (2) 入院見舞金を申請する場合は、入院見舞金給付申請書（様式第8号）を作成し、医師の発行する診断書、または、入院期間が証明できる書類を添えて、提出しなければならない。

(3) 弔慰金を申請する場合は、弔慰金給付申請書（様式第9号）を作成し、提出しなければならない。

（給付の審査）

第12条 給付の適否については、運営委員会に審査会を設けて審査する。

2 審査において、提出された書類をもって判定が困難とされるもの及び記載事項に疑義があるものについては、運営委員会において必要な調査を行うものとする。

（給付の決定）

第13条 県育成会会長は、付添介護料及び入院見舞金の給付を決定したときには、給付金決定通知書（様式第10号）をもって所属団体に通知するものとする。

2 弔慰金の給付を決定したときには、給付金決定通知書（様式第10号）をもって所属団体に通知するものとする。

（支給の方法）

第14条 付添介護料及び入院見舞金の支給は、加入者の申請に係る金融機関の預金口座に振り込むものとする。

2 弔慰金の支給は、所属団体から加入者に贈るものとする。

3 前2項の付添介護料、入院見舞金及び弔慰金を支給したときの領収書は、金融機関の振込金受取書をもって代えることができるものとする。

（脱会一時金）

第15条 脱会一時金を申請する場合は、脱会届（様式第3号）を作成し、振込銀行口座番号及び名義人を記載して所属団体に提出しなければならない。

2 脱会一時金の給付を決定したときには、所属団体に通知するものとする。

（所属団体の確認）

第16条 加入者が提出する次に掲げる書類については、経由する所属団体において各記載事項等の確認をするものとする。

(1) 第2条の加入申込書。

(2) 第4条の加入者異動届。

(3) 第5条の脱会届。

(4) 第11条の付添介護料給付申請書及び入院見舞金給付申請書。

（秘密の厳守）

第17条 この細則に定める関係書類については、秘密を厳守し、県育成会会長の許可なくしては目的以外に使用してはならない。

（雑 則）

第18条 この細則に定めるもののほか必要な書類、帳簿は、運営委員会においてその都

度定める。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月26日に施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年7月3日に施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年2月25日から施行する。